

監視カメラで盛川の水位監視を強化

■岩手県河川情報 システム

岩手県では、近年の台風や洪水被害を踏まえ、盛川のほか県で管理する全ての水位周知河川29河川31箇所カメラを設置し、河川の状況を確認できる画像の配信を平成30年3月から開始しました。市では、昨年度「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（洪水・土砂災害）」を策定しました。

マニュアルの中に、避難勧告などを総合的に判断するための材料の一つとして、水位計による水位到達情報のリアルタイムでの収集があります。今回、この監視カメラが設置されたことにより、さらにその情報内容が補充されることになりました。

直接現場へ出向くことがなくても、河川の水位状況を視覚的に把握することができ

ますので、洪水から身を守るための情報ツールとして活用できます。

カメラ画像は、「岩手県河川情報システム」から閲覧することが可能ですので、ぜひご覧ください。

■岩手県河川情報 システムの検索方法

①インターネットから「岩手県河川情報システム」を検索（URLは下記のとおり）し、左記トップ画面を開き、サイト右上の「カメラ画像」をクリック。



【岩手県河川情報システムHP】<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>



②左記画面中の画像を見たい箇所のカメラをクリック。



③河川監視カメラの画像を確認できる（画像は10分間隔で更新します）。

土砂災害から 身を守るために

■6月は土砂災害 防止月間

国土交通省と都道府県では、防災・減災の取り組みの一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、住民一人一人が土砂災害の防止および被害の軽減の重要性について認識し、理解が深められるよう、毎年6月を「土砂災害防止月間」として定めています。

■土砂災害の種類と 前兆現象

土砂災害は一瞬のうちに多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまいます。

土砂災害には、「がけ崩れ」、「土石流」、「地すべり」の3種類があり、土砂災害が発生する前には、さまざまな前兆現象が起きる場合があります。

また、前兆現象が無く土砂災害が発生する場合もあります。

土砂災害防止法とは、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害の恐れのある区域（土砂災害警戒区域等）を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うものです。

岩手県では、平成31年度までの土砂災害警戒区域等の調査完了を目標としています。

区域の指定は、地域住民の皆さんへの説明会を実施した上で指定を進めますのでご理解とご協力をお願いします。

■がけ崩れ

雨などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。突発的に発生するため、ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。前兆現象として

- ・表面に流水が発生
- ・がけから湧水発生、停止
- ・湧水量の増加
- ・湧水の濁り
- ・小石の落下
- ・地鳴り
- ・斜面のふくらみ

■土石流

山腹や溪流の土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象。流れの速さは1時間当たり20〜40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

土砂災害防止法の 区域指定について

土砂災害の種類と前兆現象 出典

- ・土砂災害の種類と前兆現象
- Ⅱ国土交通省HP「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」
- ・危険を感じたら早めの避難
- Ⅱ内閣府HP「防災情報のページ」

■地すべり

- 前兆現象として
- ・山鳴り
 - ・急に川が濁る
 - ・溪流水位の激減
 - ・流水の異常な濁り
 - ・土臭いにおい
 - ・溪流内での転石の音
 - ・流木の発生

斜面の土塊が地下水などの影響により、地中のすべりやすい面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象。

一般的に広範囲に及び移動土塊量が大きいため甚大な被害を及ぼす可能性が高い。

前兆現象として

- ・湧水量の増加、枯渇
- ・井戸水の濁り
- ・池や沼の水位の急変
- ・樹木の傾き
- ・地面の亀裂の発生、段差
- ・地面の振動



①自分の住む場所が「土砂災害の危険箇所」かを確認

土砂災害から身を守るためには、日ごろからの備えが大切です。土砂災害から身を守るために知っておくべきポイントには次のとおりです。

危険を感じたら 早めの避難を

- ・扇状地（川が山地から平地へと流れ出るところにできた扇状の土地）
- ・造成地
- ・山岳地帯
- ・急傾斜地

②雨が降り出したら「土砂災害警戒情報」に注意

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるように、都道府県と気象庁は共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。

③現地情報や土砂災害警戒情報などにより避難勧告が発表されたら早めの避難

「現地情報」や「土砂災害警戒情報」が発表されたら避難の検討を開始してください。そして、市から避難勧告などが発令された場合には、速やかに必要な避難行動をとってください。

災害はいつ起こるか分かりませんが、災害が発生しても落ち着いて行動が取れるように、一人一人が日ごろから備えておくことが大切です。

家族との連絡方法・連絡先非常用品 避難場所・経路などを事前に確認しておくことはもちろんのこと、情報の収集（防災行政無線、コミュニティFM、緊急速報メール、市のホームページやツイッター、SNS）地域のきずな」などに努めることも大事です。

大船渡市における土砂災害警戒区域等の指定状況

（平成30年3月末時点 単位：箇所）

	全体箇所数	平成30年3月末実施箇所数	平成30年度以降実施箇所数
土砂災害基礎調査の実施	940	673	267
土砂災害警戒区域等の指定	940	529	411

岩手県の土砂災害警戒区域等の指定状況などは、県ホームページでご覧になれます（URL = <http://www.pref.iwate.jp/kasensabou/sabou/026628.html>）。